

第3章 不当労働行為事件の審査

1 不当労働行為事件の審査概要

本年は、新規申立を2件取り扱い、2件とも次年繰越となった。

(1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理 番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和3年（不）第1号事件	3.5.31	係属中	—	—
2	栃労委令和3年（不）第2号事件	3.11.8	係属中	—	—

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

(2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調（過去10年）

区分 年次	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	新 規 申 立 の 理 由 別 分 類								和 解	取 下	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越
				1	2	3	1 2	1 2 3	1 3	1 3 4	1 2 3 4				救	棄		
				号	号	号	号	号	号	号	号				済	却		
24	2	2	4			1		1				3	1				4	
25		2	2					1			1							2
26	2	1	3	1								1					1	2
27	2		2															2
28	2		2												1	1	2	
29																		
30		3	3	1	1				1									3
元	3	2	5				1		1			1			1	1	3	2
2	2	1	3		1							2		1			3	
3		2	2		2													2
計	—	13	—	2	4	1	1	2	2		1	7	1	1	2	2	13	2

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

(3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調（過去 10 年）

区分 年次	終 結 事 件		命 令						却 下		和 解		取 下	
	計		救 済		棄 却									
	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数
24	4	219									3	226	1	196
25														
26	1	371									1	371		
27														
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
3														
計	13	452	4	713	2	814	2	612	1	290	7	284	1	196

(4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調（過去 10 年新規申立て分）

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
24										2	2
25	1								1		2
26				1							1
27											
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
3		1								1	2
新 規 申立計	1	1		3	1				1	6	13

(5) 再審査の申立状況

初 審 事 件 名	初 審 の 命 令 要 旨	再 審 査 申 立 年 月 日	再 審 査 申 立 人	再 審 査 被 申 立 人	終 結 年 月 日	終 結 事 由
栃労委平成 30年(不)第 3号事件	会社らが行った申立人への 作業命令、懲戒処分及び解雇 はいずれも不合理なものとはいえず、労働組合への嫌悪の 意思に基づくものともいえない等として、申立を一部却 下・一部棄却した。	元. 12. 26	X (個人)	Y 1 (会社) Y 2 (会社)	係属中	

(6) 初審の救済命令の確定後の状況

事件番号	初 審 命 令 確定年月日	履行勧告(※1) 年 月 日	裁 判 所 へ の 通知(※2) 年 月 日	備考
栃労委平成 30年(不)第 1号事件	2. 9. 18	2. 11. 19	—	第 687 回公益委員会議に おいて、裁判所への通知を 行わない旨決定。

※1 事務処理要領に基づく命令履行の勧告

※2 確定した救済命令に従わない旨の通知

2 不当労働行為事件審査の経過

(1) 栃労委令和3年（不）第1号事件

申立人	X（組合）			申立時の組合員数	約70名					
被申立人	Y			申立時の従業員数	6名					
申立概要	Aは、令和2年3月から、産業廃棄物の収集および処理業を営むYに就職し、廃棄物回収車の運転者として勤務していた。 令和3年1月25日、Yは、Aに対し、同人が使用していた清掃車の傷の修理代を支払わないことを理由に、即日解雇を言い渡した。 その後、AはXに加入し、Xは、Yに対し、Aに係る上記解雇、未払い賃金等に関して、書面および口頭で数度に渡り団体交渉の実施を求めたが、Yは団体交渉を実施しなかった。 Xは、上記団体交渉拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。									
	7条該当号	2								
請求内容	・団交応諾									
担当委員	公	杉田		労	吉成		使	条川		
審査状況	3.5.31		不当労働行為救済申立て							
	3.6.16、7.9		職員調査（申立人・被申立人）							
	3.10.27		委員調査							
調査回数				審問回数				和解協議回数		
終結区分						処理日数				

(2) 栃労委令和3年(不)第2号事件

申立人	X (組合)				申立時の組合員数	約70名
被申立人	Y				申立時の従業員数	16名
申 立 概 要	Aは、平成25年6月頃から、合成樹脂の成形、加工を営むYに就職し、勤務していたが、令和3年6月23日、Yから即日解雇の通告を受けた。 その後、AはXに加入し、Xは、Yに対し、Aに係る上記解雇、社会保険等の未加入及び時間外労働賃金等の未払いに関して、書面および口頭で数度に渡り団体交渉の実施を求めたが、Yは団体交渉を実施しなかった。 Xは、上記団体交渉拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。					
	7 条 該 当 号	2				
請 求 内 容	・ 団交応諾					
担 当 委 員	公	橋本	労	鈴木	使	市川
審 査 状 況	3.11.8		不当労働行為救済申立て			
	3.12.14、12.27		職員調査 (申立人・被申立人)			
調 査 回 数			審 問 回 数			和 解 協 議 回 数
終 結 区 分					処 理 日 数	